

前橋市社会福祉審議会の概要

1 設置の理由

社会福祉法等に基づき広く社会福祉に関する事項を調査・審議するために設置

2 審議会の内容

- (1) 5 専門分科会全体で委員 50 人（臨時委員を除く）以内をもって組織する。
なお、委員は、市議会議員、学識経験者、社会福祉事業従事者から市長が任命する。
- (2) 委員の任期は 3 年とする（令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）。
- (3) 以下の 5 専門分科会を置く。

専門分科会の名称	所掌事務	開催回数
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項 (民生委員の委嘱替の年度に実施)	3 年に 1 回
障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉その他障害者の福祉に関する事項	3 年に 1 回
審査部会	身体障害者の障害程度の審査に関する事項	年 4 回程度
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項	年 2 回程度
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項	年 1 回程度
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事項	年 1 回程度

※各専門分科会は、各担当課で所管する計画の策定時（3 年又は 5 年ごと）には、上記開催回数に加え、年 3～4 回程度の計画策定に伴う分科会が開催されます。

※全体会については、審議会委員の委嘱の年度に開催します。その他、全体会で調査審議する必要のある案件が生じた場合に随時開催します。（過去に開催実績はありません）